## 南関町地域密着型サービス等に係る施設入所等取扱指針

(趣旨)

第1条 この取扱いは、本町の被保険者の適切な地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「地域密着型サービス等」という。)の利用を確保し、もって本町の介護保険事業の円滑な推進を図るため、町内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業、認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を行う事業所を有する事業者(以下「事業者」という。)が地域密着型サービス等を行う際の基準について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この取扱いにおいて使用する用語の意味は、介護保険法(平成9年法律第123 号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(利用に関する条件等)

- 第3条 地域密着型サービス等の利用に関する条件等は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 本町の住民基本台帳(以下「台帳」という。)に登録された日から1年以上経過しており、かつ、町内に居住している被保険者 他の法に規定するサービス(以下「介護保険サービス」という。)の利用と同様に、利用者と事業者の相対の契約により地域密着型サービス等の利用を開始する。
  - (2) 本町の台帳に登録された日から1年を経過していない被保険者 次に定める要件のいずれかを満たし、事前に介護保険担当課と協議の整った場合に限り、地域密着型サービス等の利用を認めるものとする。
    - ア) 居宅サービス計画又は、施設サービス計画の作成時に行うサービス担当者会 議等において、当該者の地域密着型サービス等の利用が検討され、かつ、その 必要性が位置付けられていること。
    - イ) 現に医療機関等に入院している者にあっては、本人、家族、ケアマネージャー医療機関スタッフ等による退院後の生活について検討する会議等において、 当該者の地域密着型サービス等の利用が検討され、かつ、その必要性が位置付けられていること。
  - (3) 住所地特例施設に入所している被保険者 住所地特例施設に入所している本町 被保険者については、事前に介護保険担当課と協議の整った場合に限り、地域密 着型サービス等の利用を認めるものとする。
  - (4) 新たに本町に転入することになった被保険者 地域密着型サービス等を利用する目的で本町に転入した者については、地域密着型サービス等の利用を認めない。 (事業者における義務)
- 第4条 事業者は、次に定めるところにより地域密着型サービス等を行うものとする。
  - (1) 地域密着型サービス等の利用の申込みを行った者(以下「申込者」という。) の居住状況等について、可能な範囲で確認を行うとともに、必要に応じて事前に

介護保険担当課に連絡し、確認及び調整を行う。

- (2) 申込者の状態等について、事業者の契約担当者だけでなく、その事業所の管理 者等介護に従事する者も踏まえて確認を行い、当該申込者が利用を希望した地域 密着型サービス等により効果的な支援ができるか否かの検討を行う。この場合に おいて、他の介護保険サービスの利用により効果的な支援が見込まれると判断し たときは、当該介護保険サービスによる支援を行う。
- (3) 新たな入退所者について、本町へ速やかに介護保険施設等入所・退所連絡票を提出する。

附則

この指針は、平成31年3月1日から施行する。